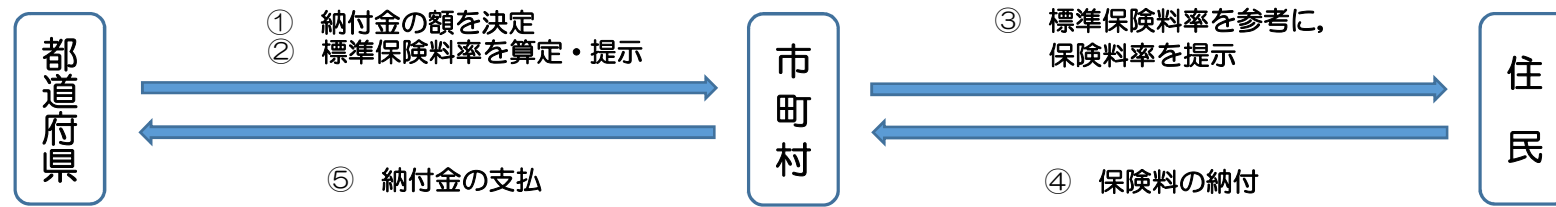


【取扱注意】

資料1

# 令和5年度国民健康保険事業費納付金等の 算定結果について

# 納付金及び標準保険料率の算定について



## ① 納付金の算定

### 納付金総額の算定

- 保険給付費等の見込みから、前期高齢者交付金や定率国庫負担などの公費等の見込みを差し引くことで、県全体の納付金総額を算出する。

### 各市町村に配分

- 県全体の納付金総額を、応益割（被保険者数・世帯数のシェア）と応能割（所得総額のシェア）により配分する。応益割と応能割の比率は、県の所得水準に応じて設定する。

#### ※加えて、医療分の場合

- 年齢調整後の医療費水準により調整を行う。
- 高額医療費を県単位で共同負担するための調整を行う。

R5算定	応益割	応能割
医療分	1	0.71311
後期分	1	0.72354
介護分	1	0.65942

## ② 標準保険料率の算定

### 標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出

- 市町村ごとの納付金額から、当該市町村の特別の事情や実績等に応じて交付される公費を差し引くと同時に、保健事業や出産育児一時金など市町村で取組が異なる費用を加算し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を算出する。

### 収納率による調整

- 上記の総額を県が定める標準的な収納率(※)で割り戻した後、当該市町村の標準保険料率を算定する。  
(※) 市町村ごとの過去3年間の平均収納率。

# 令和5年度納付金算定の概況

- 納付金総額 R4:194億円 → R5:195億円 (+1.1億円, +0.6%)
- 一人当たり納付金額 R4:132,837円 → R5:141,381円 (+8,544円, +6.4%)
- 一般被保険者数(推計) R4:145,687人 → R5:137,663人 (▲8,024人, ▲5.5%)

- 【R5推計】
- ① 一般被保険者に係る医療保険給付費について、本県の実績を踏まえ推計。
  - ② 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、介護納付金、国費等は国の係数による。

歳出	医療保険給付費等 564億円	後期高齢者支援金 103億円	介護納付金 39億円
歳入	納付金 195億円	公費等 251億円	前期高齢者交付金(概算, 精算) 260億円

## R5推計(R4算定)との比較

(単位: 億円)

		R4推計	R5推計	増減額	増減率	
一般被保険者分	歳出	712	706	▲6	▲0.8%	
		医療保険給付費	574	561	▲13	▲2.4%
	歳入	公費等	518	512	▲7	▲1.3%
		療養給付費等負担金	128	128	0	▲0.2%
		普通調整交付金	62	59	▲3	▲3.9%
		県繰入金	32	33	1	2.6%
		特例基金	0	1	1	皆増
		剰余金	0	0	0	0.0%
		高額医療費負担金	11	11	0	0.8%
		概算前期高齢者交付金	246	245	▲1	▲0.6%
		※ 精算前期高齢者交付金等	32	28	▲4	▲10.7%
		納付金総額	194	195	1	0.6%
	納付金総額(退職分含む)	194	195	1	0.6%	

## ○ 医療保険給付費の推計

国の推計方法をもとに本県の実績を踏まえて算出。

	R元実績	R2実績	R3実績	R4推計	R5推計
医療保険給付費	567億円	564億円	578億円	574億円	561億円
一人当たり	365,095円	367,997円	381,922円	394,336円	407,345円
対前年度伸び率	3.81%	0.79%	3.78%	3.25%	3.30%

## ※前期高齢者交付金

国保・被用者保険の65歳から74歳の前期高齢者の偏在による保険者間の負担の不公平を、各保険者の加入者数に応じて調整。

当該年度に概算額で交付を受け、2年後に確定した額に基づき精算が行われる。

後期高齢者支援金、介護納付金についても、上記と同様、概算払い、精算が行われる。

# 激変緩和措置

○ 納付金の仕組みの導入等の影響により、被保険者一人当たりの保険料が制度改革前の保険料額と比較して、自然増分等の一定割合を超えて増加する部分に対し、国の暫定措置等及び県繰入金等を活用して激変緩和を実施する。

【暫定措置等】

国による改革施行当初の激変緩和措置

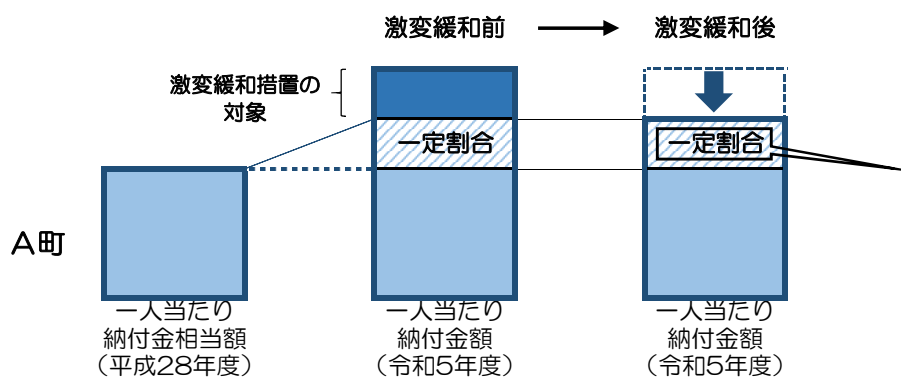
【県繰入金】

県による法定繰入れ(保険給付費の9%分)を活用した激変緩和措置

【財政安定化基金(特例基金)】

施行当初の激変緩和の財源として設置された基金〔H30～R5の時限措置〕  
※R5納付金算定において、残額をすべて使用。

## ①納付金ベースにおける激変緩和措置

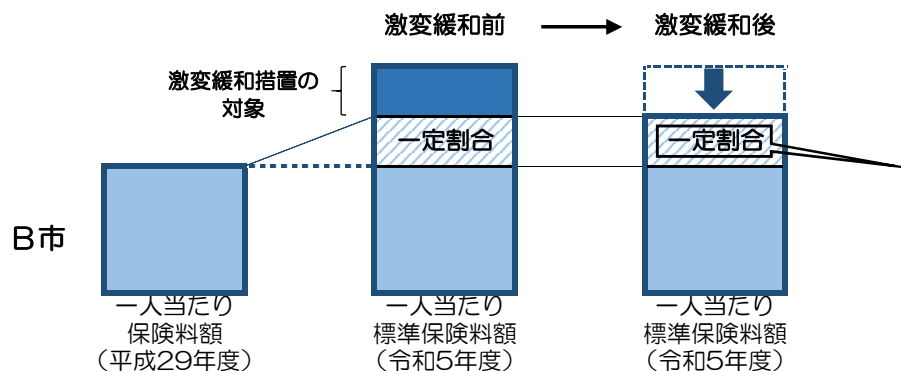


市町村ごとの一人当たり納付金額については、納付金の仕組みの導入による影響（医療費指数や所得水準に応じた配分）等が異なるため、差が生じる。

※ 平成28年度の「被保険者一人当たりの納付金相当額」を基点として、毎年度、自然増分等の一定割合を設定する。

R5算定における一定割合 (7カ年度分)	医療分	16.4%
	後期分	29.6%
	介護分	24.5%

## ②保険料ベースにおける激変緩和措置



市町村ごとの一人当たり標準保険料額については、上記の納付金額における影響のほか、保健事業等の事業費、市町村個別に交付される公費により、差が生じる。

※ 平成29年度の「被保険者一人当たりの保険料額」を基点として、毎年度、自然増分等の一定割合を設定する。

R5算定における一定割合 (6カ年度分)	医療分	9.3%
----------------------	-----	------

## 納付金の激変緩和措置について

激変緩和措置対象：18保険者

(単位：円)

保険者名	平成28年度	令和5年度			
	一人当たり 納付金相当額	【激変緩和前】 一人当たり納付金額		【激変緩和後】 一人当たり納付金額	
		対H28	増減率	対H28	増減率
徳島市	128,431	142,593	11.0%	142,144	10.7%
鳴門市	133,836	151,483	13.2%	151,003	12.8%
小松島市	124,888	144,006	15.3%	142,615	14.2%
阿南市	123,630	144,671	17.0%	143,335	15.9%
勝浦町	119,938	147,563	23.0%	141,826	18.2%
上勝町	106,744	131,213	22.9%	128,551	20.4%
佐那河内村	115,934	146,125	26.0%	134,875	16.3%
石井町	123,849	141,577	14.3%	141,063	13.9%
神山町	141,262	134,154	▲5.0%	131,313	▲7.0%
牟岐町	128,552	145,329	13.1%	144,872	12.7%
松茂町	134,752	152,170	12.9%	150,857	12.0%
北島町	114,406	142,402	24.5%	134,027	17.2%
藍住町	121,492	141,392	16.4%	140,943	16.0%
板野町	136,018	160,055	17.7%	156,524	15.1%
上板町	110,578	134,594	21.7%	130,311	17.8%
吉野川市	127,578	134,845	5.7%	134,420	5.4%
阿波市	118,429	133,568	12.8%	131,822	11.3%
美馬市	132,284	141,750	7.2%	139,197	5.2%
三好市	131,526	146,066	11.1%	144,903	10.2%
つるぎ町	128,976	133,540	3.5%	130,534	1.2%
那賀町	104,212	131,869	26.5%	116,820	12.1%
東みよし町	134,483	144,565	7.5%	140,476	4.5%
美波町	124,733	144,743	16.0%	144,294	15.7%
海陽町	121,158	146,694	21.1%	140,905	16.3%

※ 一般被保険者分について算出。

## 標準保険料額の激変緩和措置について

激変緩和措置対象：4保険者

(単位：円)

保険者名	平成29年度	令和5年度			
	一人当たり 保険料額	【激変緩和前】 一人当たり標準保険料額 (法定軽減後)		【激変緩和後】 一人当たり標準保険料額 (法定軽減後)	
		対H29	増減率	対H29	増減率
徳島市	97,016	98,166	1.2%	98,166	1.2%
鳴門市	95,604	111,910	17.1%	111,910	17.1%
小松島市	93,469	92,490	▲1.0%	92,490	▲1.0%
阿南市	92,222	99,320	7.7%	99,320	7.7%
勝浦町	93,857	116,531	24.2%	112,011	19.3%
上勝町	74,073	110,564	49.3%	97,661	31.8%
佐那河内村	99,979	93,300	▲6.7%	93,300	▲6.7%
石井町	103,665	94,033	▲9.3%	94,033	▲9.3%
神山町	78,781	74,818	▲5.0%	74,818	▲5.0%
牟岐町	89,273	88,631	▲0.7%	88,631	▲0.7%
松茂町	98,102	119,064	21.4%	113,797	16.0%
北島町	98,624	96,454	▲2.2%	96,454	▲2.2%
藍住町	88,805	99,457	12.0%	99,457	12.0%
板野町	98,291	112,041	14.0%	112,041	14.0%
上板町	91,622	80,322	▲12.3%	80,322	▲12.3%
吉野川市	82,743	86,297	4.3%	86,297	4.3%
阿波市	97,613	95,100	▲2.6%	95,100	▲2.6%
美馬市	86,861	84,430	▲2.8%	84,430	▲2.8%
三好市	78,257	83,923	7.2%	83,923	7.2%
つるぎ町	74,622	63,290	▲15.2%	63,290	▲15.2%
那賀町	69,745	72,422	3.8%	72,422	3.8%
東みよし町	90,570	93,338	3.1%	93,338	3.1%
美波町	73,539	92,014	25.1%	89,073	21.1%
海陽町	86,095	86,498	0.5%	86,498	0.5%

※ 一般被保険者分について算出。

※ 平成29年度の保険料額は、平成29年9月末時点の調定ベースをもとに算出。

※ 令和5年度の保険料額は、県内統一の基準によって算定した市町村ごとの標準保険料額を、市町村からの提供データをもとに法定軽減後とした金額。

# 令和5年度国民健康保険事業費納付金

(単位：円)

保険者名	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
徳島市	6,070,981,131	6,146,461,723	75,480,592	1.2%
鳴門市	1,863,854,528	1,848,328,799	▲ 15,525,729	▲0.8%
小松島市	987,841,756	995,180,632	7,338,876	0.7%
阿南市	1,838,701,982	1,846,968,428	8,266,446	0.4%
勝浦町	157,064,477	152,605,008	▲ 4,459,469	▲2.8%
上勝町	43,702,109	42,421,741	▲ 1,280,368	▲2.9%
佐那河内村	70,240,654	70,944,060	703,406	1.0%
石井町	664,333,950	673,122,580	8,788,630	1.3%
神山町	168,202,310	158,495,783	▲ 9,706,527	▲5.8%
牟岐町	135,990,432	133,137,210	▲ 2,853,222	▲2.1%
松茂町	402,678,922	422,397,551	19,718,629	4.9%
北島町	508,379,843	503,137,088	▲ 5,242,755	▲1.0%
藍住町	875,194,239	891,787,389	16,593,150	1.9%
板野町	473,881,720	456,752,678	▲ 17,129,042	▲3.6%
上板町	337,603,371	334,116,649	▲ 3,486,722	▲1.0%
吉野川市	1,041,654,858	1,048,207,815	6,552,957	0.6%
阿波市	1,035,436,577	1,033,442,909	▲ 1,993,668	▲0.2%
美馬市	744,934,761	740,948,965	▲ 3,985,796	▲0.5%
三好市	691,538,064	691,333,701	▲ 204,363	▲0.0%
つるぎ町	212,392,468	218,642,949	6,250,481	2.9%
那賀町	184,675,539	178,617,684	▲ 6,057,855	▲3.3%
東みよし町	346,898,739	357,674,324	10,775,585	3.1%
美波町	198,164,529	206,772,596	8,608,067	4.3%
海陽町	299,190,404	312,104,889	12,914,485	4.3%
計	19,353,537,363	19,463,603,151	110,065,788	0.6%

※ 一般被保険者分及び退職被保険者分の総額。